

会津大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程

平成21年6月1日規程第1号

(最終改正2024年4月1日規程第46号)

(趣旨)

第1条 この規程は、ファカルティ・ディベロップメント（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条の3の「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究」及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の3の「授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究」をいう。以下これらを「FD」という。）を推進するため、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の教授方法等の改善のための支援に関すること。
- (2) 学生による授業評価の実施・分析・結果のフィードバックに関すること。
- (3) FDに関する講演会や研修会等の企画・実施に関すること。
- (4) 他大学との連携に関すること。
- (5) FDに関する情報の収集・分析・提供に関すること。
- (6) その他FD活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者によって組織する。

- (1) 学長が指名した1名の委員
- (2) 部門ごとに選出されたそれぞれ1名の委員
- (3) コンピュータ理工学研究科より選出された1名の委員
- (4) 文化研究センター及び語学研究センターより選出されたそれぞれ1名の委員
- (5) 企画推進室より選出された1名の委員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名した者をもって充てる。

(会議)

第6条 委員長は会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 4 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は意見をのべさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、事務局学生課が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、2021年3月31日までとする。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。